

2017年度 政治外交史Ⅰ 最終試験講評



今回の問題文は下記の通りでした。

〔問題〕

明治維新後の日本政府が、国家の近代化と中央集権課のためにとった諸政策について、従来の幕藩体制と比較しながら、600字以上で説明しなさい。なお解答にさいしては、講義の内容を踏まえること。

〔注意事項〕

◇解答は600字以上（解答用紙で20行以上・用紙の点線部分より下まで）記すこと。この条件を満たさない答案は採点の対象としない。

◇解答の分量が合計930字を超えるときは、答案用紙の裏面に続きを書き、1920字を超えるときは挙手して2枚目の答案用紙を受け取ること。

◇この問題用紙は持ち帰ること。

1. 採点講評

明治前期（初期）からの出題は、科目担当者としてもはじめてのことでした。過去問から出題を予想していたみなさんには、想定外だったかもしれません。それだけに、半年間を通じた地道な勉強が、答案の出来を大きく左右したのではないかと想像します。

出題側としては、講義レジュメの18ページ（江戸幕藩体制）と、25ページ（中央集権化の進行）を、無難にまとめてくれれば充分だったのですが、上記の理由から「予想外の出題」だったこともあり、「版籍奉還・廃藩置県」「徴兵令」「地租改正」「秩禄処分」の4つをきちんとカバーできていない答案が多数派でした（とくに秩禄処分に言及していない答案が多く見られました）。とはいえ、今年の受講生は優秀な人が多かったので、なんとか合格答案に仕上げられた人が、ほとんどだったようです。

採点結果は下記の通りで、優秀だった昨年をさらに上回る高水準となりました。履修者の半数、受験者の6割以上がS評価というのは、私自身の記憶にもありません。この点は率直に、今年度の受講者の努力を評価したいと思います。

2. 成績分布

①履修登録者全体（講義に一度も出席しなかった者も含む）における成績分布

S：50.0% A：0.0% B：7.1% C：7.1% X：14.3% F：21.4%

②最終試験受験者における成績分布

S：63.6% A：0.0% B：9.1% C：9.1% X：18.2%

3. 解答例

次ページを参照してください。ただし、あくまで「解答例」ですので、この通りに書かなければいけないわけではありません。もし自分の解答について、個別にコメントしてほしいという人がいましたら、私の方までメールで連絡してください。

1. 江戸幕藩体制

17世紀に成立した江戸幕藩体制は、西洋の封建制ほどではないにせよ、地方分権的な性格の強い政治システムであった。すなわち統治機構は江戸に置かれた中央政府たる幕府と、各地に置かれた藩とよばれる地方政府に分れており、財政・軍事・法制度・人材登用のしくみなど、多方面にわたり藩に独自の権限が与えられていた。

具体的にみると、まず財政については、米の収穫高を算定基準とし、物納による納税システムがとられていたが、幕府が直接支配していたのは、全体の3割程度に過ぎなかった。軍事的には、各藩は藩兵とよばれる独自の軍隊を保持し、幕府はそれらを直接指揮することができなかった。法制度も基本的に各藩ごとにバラバラであったし、人材登用についても、幕府は直参と呼ばれる、将軍の直接の家臣から登用する一方で、各藩もそれぞれの藩士から、必要な人材を登用するしくみとなっており、相互に人材を交換するようなシステムも存在しなかった。

2. 明治政府による中央集権改革

1868年の明治維新により「明治政府」が成立すると、このような地方分権的な政治体制を改める機運が生じた。

最初に行われたのは「版籍奉還」と「廃藩置県」である。この2つの改革によって、日本全土は天皇（明治政府）が直接領有するものとなし、世襲制の藩主ではなく、明治政府から県知事が派遣されることとなった。

つぎに行われたのは、軍事システムの近代化と中央集権化である。1872年の徴兵令により国民皆兵のしくみが採用され、軍隊の指揮権も明治政府が独占的に掌握することになった。

財政については1873年の地租改正が重要である。これにより、江戸時代の米の収穫高に課税するしくみが廃され、かわって土地に課税し、金銭により納税するシステムが採用された。納税する先も藩（県）ではなく、中央政府に納められることになった。

最後に、人材登用のシステムについて述べる。まず、官吏（公務員）になれるのは、江戸時代は武士階級の間人だけだったのが、ひ

学籍番号	氏名	平常点	試験点	裁量点	総点

ろく国民一般に開放された。また武士という世襲制の身分に対して俸給が支払われるのではなく、具体的な職務に対して、その職務についている間だけ、給与が支払われるようになった。このしくみを採用したのが、1875年の秩禄処分であった。

3. まとめ

明治政府がこのような近代化・中央集権化政策を採用した背景には、日本が近代国家として独立を維持する（欧米諸国による植民地化を回避する）ことがあった。また、さらに進んで、幕末に結ばれた不平等条約を改正するため、諸外国に対して、日本がこれらの国々と同じような中央集権的で近代的な国家であることを示す必要があったことも見逃せない。そのため、上記に挙げた様々な改革のあとも、憲法の制定や議会の開設、近代的な産業の育成など、日本は近代化にむけて、さまざまな政策を講じることになった。

以上